

5 大石美雪議員

- 1 今国会で強行に採決されたGX脱炭素電源法の町への影響を問う
- 2 町の児童生徒の教育環境の問題点について



1 今国会で強行に採決されたGX脱炭素電源法の町への影響を問う

2011年3月11日の福島原発事故を受けて、ドイツは今年4月15日、ついに33基の原発の発電量がゼロになりました。この間、自然科学や社会科学の専門家約300名が福島の原発事故を教訓にして導き出した結論です。

ところが、日本では、今国会で自公、維新、国民の賛成多数でGX脱炭素電源法が成立いたしました。この法律は、原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正5つを束ねたものです。その内容は、国が原子力産業を支援・救済するもので、これまでの原子力発電への依存度はできる限り低減、を180度転換して、原子力発電を推進するものです。

1つ、泊原子力発電所は、2012年5月5日以降、1、2、3号機は今日まで、営業運転はしていません。この約11年間は運転期間には加えないことになりますか。

2つ、加圧水型の原子炉の経年劣化について、発電している時と発電していない時の実証実験を国はさせていましたか。

3つ、科学的な裏付けなしの運転期間の規定を原子力推進の経済産業省が所管する電気事業法に移して、60年を超えて運転することを可能にしています。このことは泊原発から5、6キロメートルの近くにある岩内町民の安心、安全を脅かすことになりませんか。

4つ、福島原発事故から約12年、避難指示区域から14万7千人が強制避難して、いまだに8万人余りが故郷に戻れていません。小中学校の児童生徒は事故前の10パーセント足らず。また原子炉の底などにあるデブリの取り出しの見通しが現在も立っていません。また、国のアルプス処理水の海洋放出は、福島県漁連と、関係者の理解なしにいかなる処分も行わない、と文書で交わした約束を反故にすることになります。これらのことは、福島だけのことではなく明日の岩内のことではないでしょうか。そのために町は何をすべきと考えますか。

5つ、国は脱炭素のエネルギー政策として原子力発電の推進に舵を切りました。町は賛同しますか。

6つ、北電は泊原発の再稼働に向けて、3号機の基準地震動の最大加速度を6

93ガルとして、今年6月9日それを原子力規制委員会が了承。また2014年に自主的に作った海拔16.5メートルの防潮堤を昨年11月に撤去し、想定される津波の最大値は未了承の中、新たな防潮堤工事を進めている。2023年から2025年の3年間の安全対策費を約1千億円として原価算定に見積もり、6月からの電気料金の値上げをしています。約20パーセントの電気料金の値上げは、物価高に追い打ちをかけ、中小零細企業、農業、漁業の存続を危うくすることになる。

北電への電気料金据え置きの要望と町民への電気料金値上げへの支援の施策を考えませんか。

7つ、泊原発の温排水は協定により、7℃差まで認めていますが、原子力発電は、二酸化炭素の温室効果ガスと同じかそれ以上に海水温を高め、生き物の生態系に悪影響を与え、地球規模での急激な気候危機の原因になっていませんか。

8つ、年々、時に急激な気温の変化に戸惑うことが多くなっています。気候変動への対策だけではなく、その原因となるCO2削減や原発の温排水の温度差を見直すなどして、安全で安心できる持続可能なまちづくりに、泊原発や核のゴミがあることはその妨げになりませんか。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、GX 脱炭素電源法の制定による泊発電所の運転停止期間の取扱いと3 項めの、60 年を超える泊発電所の運転期間が町民の安心、安全を脅かすことにならないかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

北海道電力株式会社泊発電所を含めた既存の原子力発電所の運転期間の考え方につきましては、本年、5 月31 日に参議院本会議で可決、成立しましたグリーン・トランスフォーメーション脱炭素電源法の規定により、運転期間は40 年、延長を認める期間は20 年との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、事業者が予見し難い事由による停止期間を考慮し、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めるとしたところでもあります。この予見し難い事由としては、再稼働に係る審査期間も含まれることから、この一定の停止期間は、運転期間には加わらないものとなりますが、運転期間の取扱いも含め、原子力発電所の安全性については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくものと考えております。

2 項めは、国による加圧水型原子炉の経年劣化に関する実証実験についてであります。

北海道電力株式会社によりますと、原子炉を含む発電所設備につきましては、国の法律に基づき、設備ごとの経年劣化傾向を踏まえた保全計画を策定し、これに基づき点検、補修、更新などの保全活動を行っており、設備の機能や健全性を維持していると伺っております。

4 項めは、福島原発事故後の状況は、明日の岩内のことではないか、そのために町は何をすべきと考えるのかについてであります。

電力事業者における安全対策につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓とした新規制基準に基づき、地震などの自然災害や、津波・浸水への対策、電源確保対策など、最新の知見を取り入れ反映する、バックフィット制度により、絶え間なく安全向上の取組が成されているところであり、今後も様々な安全対策について、世界一厳しいとされる原子力規制委員会による新規制基準の厳格な審査の中で、確認・検討が成されていくものと認識しております。

また、町としましては北海道電力株式会社に対し、原子力発電所の安全性向上に対して、終わることなく追求するとともに、今後も不断の努力を求めてまいります。

5 項めは、国の脱炭素エネルギー政策に対し、町として賛同するのかについてであります。

第6 次エネルギー基本計画では、国は、GX 実現に向けた基本方針で、エネルギー安定供給の確保を大前提とし、CO₂ を排出せず出力が安定的で、自律性が高いという特徴を有する原子力は、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を、一時たりとも忘れることなく、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、電力事業者の運営・組織体制の改革など、国が前面に立って取り組むものとしております。

町といたしましても、この大前提に基づき、原子力の活用については、国が責任を持って取り組み、国民の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

6 項めは、北海道電力への電気料据え置き要望と、町民への電気料金値上

げに対する支援施策の考えについてであります。

北海道電力株式会社への電気料据え置きへの要望についてであります。この度の規制部門の値上げ申請にあたり、北海道知事から北海道電力株式会社に対して経営の更なる合理化・効率化に向け、企業として不断に取り組むよう要請をしており、町としても同じ考え方であることを北海道電力株式会社には伝えているところであります。料金据え置き要望につきましては、手続き上、難しいものと考えております。

また、町民への支援施策につきましては、本定例会に町内事業者電気料高騰対策支援金等を補正予算として計上しており、また、国の電気料金補助が終了する秋以降を見据えた、追加の支援策も検討しているところであります。

7項めは、原子力発電所の温排水が生き物への生態系への悪影響や地球規模での気候危機の原因になっていないのかについてであります。

温排水の海洋放出による影響については、北海道、北海道電力株式会社それぞれが水温、流速、塩分濃度、海生生物などを対象としたモニタリング調査を年4回実施しております。この調査結果は、泊発電所環境保全監視協議会において学識経験者等により確認されることとなりますが、現在に至るまで、泊発電所に起因する周辺環境の異常は認められておりません。

8項めは、気候変動の観点から安全で安心できる持続可能なまちづくりに、泊原発や核のゴミがあることはその妨げにならないのかについてであります。

気候変動の原因のうち、特にCO₂削減において、原子力発電は大きく寄与するものであることから、2050年カーボンニュートラルを実現すべく、国・電力事業者が協働し、地域の経済、社会の将来像を描くなど、立地地域との共生が図られるよう支援の強化を進めるとされており、本町においても、この考えの下、まちづくりに取り組んでまいります。

< 再質問 >

1つ、泊原発のここ11年間は運転期間には加えないとの答弁ですが、実証実験なしの経年劣化傾向を見逃さずに保全計画を策定することは不可能であり、国のGX脱炭素電源法は国民の理解と信頼を得ていくことはかなり困難なことではないでしょうか。

2つ、電気料金の据え置きへの要望は、手続き上難しいものと考えられると具体的にどのようなことですか。

3つ、CO₂削減に原発は大きく寄与するとしています。普段からの放射能の放出があり、なお、事故が起こればそれ以上に被害は莫大なものになるのではないのでしょうか。

【答 弁】
町 長 :

1 項めは、国のGX脱炭素電源法は国民の理解と信頼を得ていくことはかなり困難ではないですかについてであります。

原子炉を含む発電所設備につきましては、国の法律に基づき設備ごとの経年劣化傾向を踏まえた保全計画を策定しており、原子力規制委員会による新規制基準の厳格な審査の中で確認がなされ、運転期間の取扱いも含め安全性について国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくものであり、この度の原子力発電の運転期間に関する規律が整備されたものと考えております。

2 項めは、電気料金据え置きへの要望は、手続き上、難しいものと考えられるとは、具体的にはどのようなことですかについてであります。

この度の料金改定は、経済産業省の有識者委員会による査定などの手続きを経ていることから、難しいものと考えております。

3 項めは、放射能の放出事故が起これば、被害は莫大なものになるのではないですかについてであります。

CO₂を排出せず出力が安定的で自律性が高いという特徴を有する原子力は、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を、一時たりとも忘れることなく、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、電力事業者の運営・組織体制の改革など、国が前面に立って取り組み、世界一厳しいとされる原子力規制委員会による新規制基準の厳格な審査の中で、確認が成され、国が責任を持って国民の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

< 再々質問 >

1つ、福島原発事故を踏まえるならば、この国のGX脱炭素電源法は大きな誤りであり、将来に禍根を残します。ウランを輸入しないで、身近に存在する、そして自然界に目を向けて電気エネルギーを作っていくべきではないですか。

安全、安心を手に入れるために町は地消地産のエネルギーに目を向けてゆくべきではないでしょうか。

2つ、電気料金据え置きの要望は町民の願っているところです。

要望として北電へこの思いを届けることはできるのではないのでしょうか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、町は地消地産のエネルギーに目を向けていくべきではないですかについてであります。

原子力発電を含むエネルギーミックス政策については、北海道の風土を利用した太陽光や風力発電など、再生可能エネルギーの発電量を高めていくといった施策も進めており、CO₂を排出しない原子力発電も含めた中で、カーボンニュートラルの実現に向けて対応していく必要があるものと考えております。

2 項めは、北海道電力への電気料金据え置き要望についてであります。

この度の値上げ申請にあたっては、町からも北海道電力株式会社に対し地域の現状を伝えているところであります。

また、今後の町民への支援策につきましても検討しているところであります。

2 町の児童生徒の教育環境の問題点について

1、令和8年4月開校予定の施設一体型義務教育学校について。

1つ、岩内中央小学校を開校して、岩内中央小学校を閉校して、地域交流センターとして活用。今年8月からはリノベーション工事と増築をして施設一体型義務教育学校にすることになりました。ここ十数年での2回の変更は拙速すぎませんか。教育環境としての学校は100年くらいの年月で展望すべき課題と考えるべきではないですか。

1つ、公共用地の有効活用を考慮しての集約化の側面はありますか。

1つ、義務教育学校整備事業に伴う債務負担は令和7年度までで、48億6,407万円ですが、そのうち町は何パーセントの負担になりますか。また町の財源のめどは立っていますか。

1つ、施設一体型義務教育学校への児童生徒、先生、保護者の意見はどのように聞き取り、どのように反映させていますか。

1つ、文科省の発表では、令和3年度の不登校の子ども数が過去最高になっています。自己肯定感が低いことも課題です。これらの原因はどのように考えますか。義務教育学校の9年間の固定した人間関係を改善したり、5、6年生でのリーダーシップをどのように育てていこうと考えていますか。国も町も、先生を増やし、先生の労働時間を減らし余裕を持って児童生徒に接することができる環境をつくることではないでしょうか。先生たちの病気休職や精神疾患が増え、少人数学級にしても先生が不足してクラスを増やせない事態が起きています。この義務教育学校は先生方への負担がかなり増えることになりませんか。

2、小中学校の女子トイレにトイレットペーパーと同じように生理用品を置くことを要望してきましたが、今年度の学校管理費の消耗品費に含まれていますか。

1つ、何月からどのように実施されますか。

1つ、児童生徒たちはどのように受け止めていますか。

1つ、トイレを詰まらせることがないように、性教育のチャンスにできたらいいと考えますがどうですか。

【答 弁】
教 育 長 :

1 項めは、令和 8 年 4 月開校予定の施設一体型義務教育学校についてであります。

はじめに、ここ十数年で 2 回の変更は拙速すぎませんか。教育環境としての学校は 1 0 0 年くらいの年月で展望すべき課題と考えるべきではと、公共用地の有効活用を考慮しての集約化の側面はありますかについて、併せてお答えいたします。

義務教育学校の導入は、児童数の減少に伴う学校の適正配置の観点で実施された岩内町立小学校の統廃合とは異なり、急速な社会の変化、情報の複雑化などにより児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化する中、確かな学力を身につけ、個性や能力を育み、人間性、社会性豊かな子どもを育成する特色ある教育を目指すことを目的に検討を進めてまいりました。

そうした中で、4 5 年後の人口推計を踏まえた学校の適正規模や、長期的な視点に立ち、老朽化が進む小中学校の安全性や、新設と改修の比較による経済性の観点なども踏まえ、施設一体型義務教育学校の導入を判断したところであります。

こうした理由から、義務教育学校の整備につきましては、公共用地の有効活用を考慮した集約化を意図したところではありません。

次に、債務負担行為のうち、町の負担は何パーセントか。財源のめどは立っているかについてであります。

義務教育学校整備事業に伴う債務負担行為のうち一般財源は 4 万 3 千円ですが、そのほか、特定財源の内訳としては、国の補助金が約 3 3 パーセント、地方債が約 6 7 パーセントとなっております。

財源のめどにつきましては、国の補助金活用や地方債の借入を計画し、国や北海道との事前協議も行ったうえで、債務負担行為を設定したところでありますが、後年度における予算につきましては、その都度、財政部局と協議しながら、円滑に事業を進めてまいります。

次に、児童生徒、先生、保護者の意見はどのように聞き取り、反映させているかについてであります。

基本構想・基本計画及び基本設計の策定段階においては、学校長、P T A 会長、幼稚園教諭などで構成する、岩内町学習環境推進計画検討委員会を平成 3 0 年 6 月に設置し、計 1 7 回にわたる議論を重ねてきたほか、計画策定の参考とするため、児童生徒、保護者、教職員を対象としたアンケートの実施、さらには、保護者説明会などを計 2 6 回開催する中で、幅広く意見を聞き取り、基本構想をはじめとする重要な方針策定に反映させてきたところであります。

令和 4 年度においては、実施設計の策定や開校に向けた具体的な検討課題を調査・研究するため、学校長、P T A 会長、保育所・幼稚園の保護者・教諭、公募委員により構成される、新たな学校整備に向けた開校準備委員会を設置し、協議を重ねているほか、特に、実施設計への意見反映では、教職員に対する意見募集や個別のヒアリングをはじめ、保護者説明会なども実施する中で、各教室のレイアウトや、必要な機能、トイレの適正配置、I C T 環境の充実、防犯対策など、幅広く詳細設計の内容に意見を反映してきたところであります。

また、令和 5 年度においては、今後、教育課程や学校運営などの具体的な検討を進めて行くにあたり、全教職員の共通理解と小中学校の連携強化を図るこ

とが重要であるため、学校内検討組織と開校準備委員会の連携を図ることを目的に、新たな推進体制を構築したところでもあります。

なお、今後につきましては、引き続き、開校準備委員会を中心とした検討を進めて行くほか、町民説明会や保護者アンケートなどを、必要に応じて実施していく予定であります。

次に、令和3年度の不登校のこどもの数が過去最高となっている原因についてであります。

不登校の原因といたしましては、一般的には情緒不安や体調不良、学習意欲の低下、生活リズムの乱れなどが主なものであり、複数の原因が重なって不登校に至っているケースが多くなっているものと考えられますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化も加わり、これらが不登校児童生徒数増加の一因となっているものと考えております。

次に、9年間の固定した人間関係を改善したり、5、6年生でのリーダーシップをどのように育てていこうと考えていますかについてであります。義務教育学校においては、9年間の学年編制を独自に設定することができ、本町においても、その特徴、メリットを活かし、スモールステップによる中1ギャップの解消や、9年間の系統的な指導による学力向上を目指す一方で、人間関係の固定化や、リーダーシップ機会の減少といったデメリットも有するものと認識しております。

そうした中、今後は、先進校の取組も参考としながら、人間関係については、縦割り班活動や、地域の方との交流、リーダーシップ機会については、各ブロックにおける行事の工夫などについて、更なる検討を行う必要があると考えております。

次に、義務教育学校は、先生方の負担がかなり増えることになりませんかについてであります。現下の教育環境は、いじめ・不登校問題をはじめ、ICT教育や小学校における教科担任制及び英語教育の導入、インクルーシブ教育やLGBTQへの対応など、大きな転換を迎えているものと認識する中、教職員が直面する負担は、義務教育学校に限らないものと考えます。そうした中、現在、検討している義務教育学校の開校に向けたロードマップ作成作業においては、令和8年4月の開校に向けて、スムーズに新しい学校環境に移行していくことが、児童生徒はもちろん、教職員の負担軽減も図られるものと考え、開校前年の令和7年度には、4校統一の学校経営計画を作成するなど、円滑な移行準備を整えることが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、教職員に過度な負担が生じないように、働き方改革の観点も十分に考慮しつつ、新たな学校整備を進めてまいります。

2項めは、小中学校の生理用品についてであります。

はじめに、小中学校の女子トイレに置く生理用品は、今年度の学校管理費の消耗品費に含まれていますかについてであります。

令和5年度予算において、小中学校の女子トイレに設置する生理用品の購入に必要な経費として、小学校費・中学校費それぞれの学校管理費の消耗品費に、予算を計上しているところであります。

次の、何月からどのように実施されますかと、児童生徒たちはどのように受け止めていますかは関連がありますので、併せてお答えいたします。

現在、児童生徒がストレスを感じず生理用品を利用できる環境を構築できるよう、各小中学校と調整中であり、各校との調整が整い次第、速やかに実施し

てまいりたいと考えております。

なお、現在のところ、生理用品のトイレへの設置について、児童生徒からの意見・要望はありませんが、設置前・設置後に関わらず、児童生徒から出された意見要望等については、十分配慮してまいります。

次に、性教育のチャンスにできたらいいと考えますがどうですかについてであります。

現在、学校における性に関する学習は、学習指導要領に基づき実施しており、特に月経については、小学4年生の体育の授業で、思春期に現れる体の働きの変化として学び、中学1年生の保健体育の授業では、生殖機能の成熟として学習しております。

また、中学校では、外部講師をお招きし、全校生徒を対象とした性教育の講演会を開催するなどして、性に対して正しく理解が深められるよう努めているところであります。

< 再 質 問 >

1つ、施設一体型義務教育学校についてですが、財源のめどについては、完成までには物価高の高騰もあり地方債の借入も増えて、将来に大きな負担をかけるませんか。

2つ、生理用品の設置について。

児童生徒が安心感を持って通学できるように早期の実施を求めます。

今の流れで行くと、実施予定のめどは立っていますか。

【答 弁】
教 育 長 :

1 項めは、施設一体型義務教育学校の財源のめどについては、完成までに物価の高騰もあり地方債の借入も増え、将来に大きな負担をかけませんかについてであります。

物価高騰への対応につきましては、これまでも事業費の積算段階において随時、見直しを行ってきたところでありますが、不安定な社会情勢もあり、想定外の状況になることも考えられます。

したがいまして、今後の物価動向について十分注視し、また、国の動向や他の財源の活用も引き続き検討を進めるとともに、町財政への影響が最小限となるよう今後も財政部局とも情報を共有しながら、協議を重ねてまいります。

2 項めは、小中学校の生理用品の設置について、実施のめどは立っていますかについてであります。

小中学校の女子トイレに生理用品を設置することは、児童生徒が気兼ねなく自由に使用できるというメリットがある反面、設置場所や管理方法などへの配慮が必要なことから、現在、各小中学校との調整を進めているところであり、各校との調整が整い次第、早期に実施してまいります。

